

一般社団法人 東京農工大学同窓会 個人データの安全管理に関する細則

一般社団法人東京農工大学同窓会個人データの安全管理に関する規程第6項、第11項、第12項及び第17項に定めるものについては、この細則によるものとする。

1. コンピューターの個人情報データベースにアクセスできる者で、総括保護管理者が指示する事務職員には、常勤職員及び非常勤職員を充てる。
2. 個人情報保護委員会委員のうち、運営委員3名については、広報・情報担当運営委員（副部長）、総務部長をもって充てる。
3. 総括保護管理者には、広報・情報担当運営委員（部長）を充てる。
4. 保護担当者の事務職員1名には、常勤職員をもって充てる。
5. 個人情報審査会委員のうち、副会長の中から1名は東京農工大学教職員とし、運営委員の中から2名は経理部長及び事業部長とし、理事の中から1名は東京在住理事とし、監事の中から1名は最年長の監事とする候補者を運営委員会は理事会に推薦する。

この細則の改廃は、運営員会の審議を経て理事長が行い、理事会に報告する。

附則

この細則は、平成30年11月10日施行、平成30年10月1日より適用する。